

建設工事における排出責任に関する改正条文案(原文のまま抜粋)

第二十一条の三 土木 項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文書から直接建設工事を請け負った建設業(建設業)の請け負った建設工事を請け負った建設業(その他の者)に請け負わせて営むものを含む。をいう。

以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事を全部又は一部を請け負った建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)

3 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該

規定を適用する。)

4 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合は、当該産業廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者が

下請負人を事業者とみなし、当該産業廃棄物を当該下請負人の産業廃棄物とみなす。

ら委託を受けた当該産業物の運搬又は処分を他人に委託するときは除く。には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該産業廃棄物を当該下請負人の産業廃棄物とみなす。

ら委託を受けた当該産業物の運搬又は処分を他人に委託するときは除く。には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該産業廃棄物を当該下請負人の産業廃棄物とみなす。